

奈良市職員採用試験適性検査ツール利用に関する契約書（案）

1 名称	奈良市職員採用試験適性検査ツール
2 契約期間	令和 7 年●月●日から令和 8 年 3 月 31 日まで
3 履行期間	令和 7 年●月●日から令和 8 年 3 月 31 日まで
4 利用料	金 X, XXX, XXX 円 （うち消費税及び地方消費税の額 XXX, XXX 円） なお消費税および地方消費税額は、消費税率の改正があったときは法の定めに従う。

上記の業務の利用について、奈良市を発注者とし、□□□□□□□□を受注者とし、次の条項により契約を締結する。

第 1 条（目的）

本契約は、受注者が提供する適性検査ツール（以下「本サービス」という。）を発注者が使用するにあたり、両当事者の権利義務および基本的条件を定めることを目的とする。

第 2 条（用語の定義）

本契約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、本契約で別段の定めがある場合を除く。

本サービス

受注者が提供する適性検査ツールについて、発注者は本サービスを通じて、既存職員の分析を行い、その結果に基づいて応募者の適性検査行うことができる。

1. 機密情報

一方当事者（開示当事者）が他方当事者（受領当事者）に対して開示する技術上、業務上または営業上の非公知情報であって、開示時に機密である旨が明示されたもの、またはその性質上機密情報として扱うべきと合理的に判断されるものをいう。

2. 個人情報

「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報をいい、本サービス内で収集・管理される情報等の氏名、住所、連絡先、その他個人を特定できる情報を含む。

3. 仕様書

本サービスの機能仕様・要件・運用に関する具体的事項を定めた文書をいう。本契約の一部を構成し、発注者受注者双方はこれを遵守する。

第3条（契約期間）

本契約の契約期間は、令和7年●月●日～令和8年3月31日までとする。

第4条（本サービスの提供・使用範囲）

1. 受注者は、本契約および仕様書に従い、本サービスを安定的かつ継続的に提供する。
2. 発注者は、本契約の定めに従い、本サービスを使用することができる。ただし、本サービスの機能追加・変更・改修等に関する詳細な条件については、発注者受注者間で別途協議のうえ決定する。
3. 発注者は、本サービスの利用にあたり、法令および公序良俗に反しないように留意し、情報等を適切に管理・運用するものとする。

第5条（利用料金）

1. 発注者は、本サービスの利用に関して、受注者に対し利用料を支払うものとする。
2. 利用料金には、別途消費税（地方消費税を含む）が加算される。

第6条（支払条件）

1. 利用料金の支払いについては、契約開始日の属する月の末日を締日として算定し、その翌月末日までに発注者が一括して支払う。
2. 発注者が支払期日を過ぎても利用料金を支払わない場合、発注者は支払期日の翌日から完納に至るまでの期間につき、年2.5%（覚書で定める割合を適用など）の割合で計算した遅延損害金を受注者に支払うものとする。
3. 本契約に定めのない事項については、別紙に定めるものとし、別紙の規定が本契約の規定と異なる場合は、別紙の規定が優先するものとする。

第7条（個人情報・機密情報の取り扱い）

1. 発注者および受注者は、本サービスの提供または利用に関連して知り得た個人情報ならびに機密情報を、相手方の書面による事前承諾なく第三者へ開示または漏洩しないものとし、かつ本契約の履行目的以外には使用しない。

2. 受注者はこの契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守する。
3. 本条に定める義務は、本契約終了後も存続する。

第8条（契約の解除）

1. 発注者または受注者は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
 1. 本契約上の義務に違反し、相当期間を定めた是正の催告にも応じない場合。
 2. 差押え、仮差押え、仮処分、競売等の申立て、または租税滞納処分を受けた場合。
 3. 自ら振り出した手形または小切手が不渡り処分となり支払停止状態に至った場合。
 4. 破産、民事再生、会社更生その他これに類する手続の申立てを受け又は自ら行った場合。
 5. その他一方が本契約の目的を達することができない重大な事由を生じさせた場合。
2. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除した当事者は、解除によって生じた相手方の損害について責任を負わないものとする。ただし、解除事由が自己の責めに帰すべき事由に基づく場合はこの限りでない。

第9条（損害賠償）

1. 発注者または受注者は、自己の責めに帰すべき事由により本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、その通常の損害につき賠償する責任を負う。
2. ただし、発注者および受注者は、相手方の特別の事情から生じた損害（逸失利益を含む）については、賠償責任を負わないものとする。

第10条（準拠法および裁判管轄）

1. 本契約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を準拠法とする。
2. 本契約に関して発注者受注者間で紛争が生じた場合は、まず誠意をもって協議し、円満に解決するよう努める。
3. 前項の協議によって解決に至らない場合、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条（その他）

1. 本契約の内容につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ誠実に解決を図る。
2. 発注者受注者は、本契約の締結日以降であっても、本サービスの運用上必要があるときは、仕様書・別紙の改訂や追加に関する合意書を作成することができる。これら合意書は本契約の一部を構成するものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、発注者受注者それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。